



令和7年度(2025年度) 保育所・認定こども園・幼稚園 利用のしおり



保育所・認定こども園(保育所機能)の利用

1 保育所・認定こども園(保育所機能)の利用について	2
2 現況届について	3
3 入所後に必要な手続き	2
4 保育料(利用者負担額)と副食費, 実費徴収費について	4
5 利用者負担額(保育料)の納入方法について	6
6 利用者負担額(保育料)の減免	7
7 退園や転園について	7
8 認定こども園における認定区分の変更(保育所機能⇒幼稚園機能)	8

幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の利用

1 入所後に必要な手続き	9
2 保育料(利用者負担額)と副食費について	9
3 預かり保育にかかる無償化	10
4 退園や転園について	12
5 認定こども園における認定区分の変更(幼稚園機能⇒保育所機能)	13

通常保育以外の保育サービス・子育て支援事業

1 休日保育	14
2 一時預かり事業(一般型)	14
3 函館市ファミリー・サポート・センター	14
4 病児保育	15

保育所等の利用, 子育て支援事業等に関する問い合わせ先

保育所等の利用, 子育て支援事業等に関する問い合わせ先	16
-----------------------------------	----

その他子育てに関する情報

その他子育てに関する情報	16
--------------------	----

参 考

令和6年度(2024年度) 一時預かり(一般型)実施施設一覧表	17
令和7年度(2025年度) 保育料基準額表	18
令和7年度(2025年度) 副食費の免除について	19

保育所・認定こども園(保育所機能)の利用

1 保育所・認定こども園(保育所機能)の利用について

保育所・認定こども園(保育所機能)は、保護者の労働や疾病その他の理由により、お子さまが家庭で必要な保育を受けることが困難な場合に利用する施設です。

保育所等での保育の利用日数と利用時間については、就労時間帯での保育体制の確保やお子さまの育成上の配慮という観点から、必要な範囲での利用を想定しておりますので、**認定を受けた際の保育を必要とする事由や時間の範囲内でのご利用をお願いします。**

(1)保育必要量と保育所等を利用できる時間

保育を必要とする事由や通勤時間等を含めた保護者の就労時間等に応じて保育必要量(保育を利用できる時間)を認定しています。求職活動は原則月曜から金曜の短時間利用となります。

■保育必要量と利用できる時間

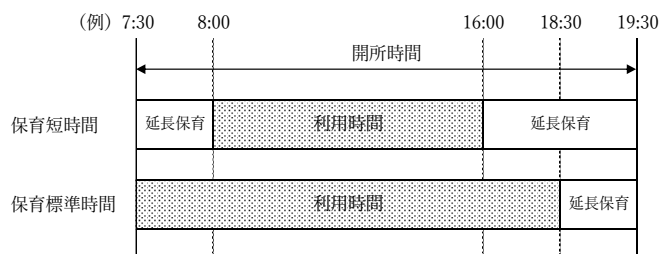
保育必要量	1か月の就労時間等	保育所等を利用できる時間
保育標準時間(最長11時間まで)	120時間以上	保育所等の開園時間
保育短時間(最長8時間まで)	64時間以上 120時間未満	保育所等の開園時間のうち 保育所等が定める時間帯

(2)延長保育について

利用する保育所等が定める時間帯を超えてお子さまをお預かりします。

利用料や利用できる時間は施設ごとに設定していますので、利用の申し込み方法や利用料については、利用する保育所等に直接お問い合わせください。

■利用イメージ



2 現況届について

保育所・認定こども園(保育所機能)を利用するには、保育を必要とする事由に該当していることが必要となります。そのため、毎年6月1日を基準日として現況届を提出してもらい、保護者の保育を必要とする事由を確認しています。

現況届には、保護者の保育を必要とする事由を確認できる就労証明書等の添付が必要となります。提出の時期になりましたら、利用されている施設を通じてご案内します。

提出書類：現況届書

保育を必要とする事由に応じた書類(3ページ参照)

3 入所後に必要な手続き

保育を必要とする事由や利用時間など認定を受けた内容や届け出事項に変更が生じた場合には、市に申請または届出が必要です。手続は、利用する施設を通じて行うことができます。

(1) 保育を必要とする事由や利用時間の変更

変更申請（届出）書と変更の内容に応じた書類を提出してください。

変更の内容		必要な書類	認定期間と利用時間
就労開始 就労（1月当たり64時間以上の労働を常態）することが決まった場合	被雇用者	○就労証明書 →勤務先に記入を依頼してください。	《認定期間》 事由が無くなるまで （小学校就学前まで） 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間
	自営	○就労(自営業)申立書 ○事業内容が確認できる公的書類の写し →確定申告書(初回の確定申告が済んでいない場合は開業届など)	
	請負(内職)	○業務請負(内職)申立書および証明書 →事業主に記入を依頼してください。	
勤務形態等の変更 就労中で勤務形態等が変更となる場合（1月当たり64時間以上の労働を常態）	勤務先・就労時間・勤務形態変更	○就労証明書 →勤務先に記入を依頼してください。	《利用時間》 保育標準時間 保育短時間 ※育児休業期間中の利用時間は保育短時間となります。
	育児休業取得	○申立書 ○母子手帳の写し（表紙と出産日の記載があるページ）など	
	育児休業から復職	○就労証明書 （育児休業期間の記載のあるもの）	
妊娠・出産 出産予定日前後各8週の期間 ※多胎妊娠の場合は出産予定日の14週前から		○母子手帳の写し →表紙と出産予定日記載ページ	《認定期間》 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間
疾病・障がい 疾病や負傷、または精神もしくは身体に障がいがあるようになった場合		(a)診断書の本書または写し →疾病名、自宅での保育が困難であることの記載が必要 ※症例によっては3か月ごとに診断書の提出が必要です。 (b)障害者手帳・療育手帳等の写し	《認定期間》 事由が無くなるまで （小学校就学前まで） 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間
介護または看護 親族を常時介護または看護する場合		○親族介護(看護)申立書 ○介護等を必要とすることがわかる書類 →診断書の本書もしくは写し、または要介護状態がわかる書類	
災害復旧 震災・火災等の復旧に従事する場合		○災害復旧に従事していることがわかる書類	
求職活動 求職活動(起業の準備を含む)を行う場合		○求職活動申立書 ○求職活動中であることがわかる書類 →ハローワーク受付票の写しなど	《認定期間》 認定日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで 《利用時間》 保育短時間
就学・職業訓練 就学(職業訓練)を始める場合		○在学証明書の本書または写し ○1日の受講時間がわかる書類 →カリキュラムや時間割など	《認定期間》 卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間
その他 上記各事由に類する場合		○申立書等（市にご相談ください）	《認定期間》 市が認める期間 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間

(2)届出内容等が変更となる場合

保育が必要な事由にかかわらず、次のような場合には届出が必要です。
利用している施設を通じて届出を行うことができます。

変更の内容	必要な書類
○市内で引っ越した場合 ○家族構成に変更がある場合（結婚・離婚・祖父母等との同居等） ○修正申告などで保護者等の市町村民税が変わった場合 ○保育所等を利用している本人や同居のご家族が障害者手帳等を取得した場合	変更申請（届出）書 ※変更の内容が確認できる書類が必要な場合があります。くわしくはお問い合わせください。

4 保育料(利用者負担額)と副食費, 実費徴収費について

(1)保育料(利用者負担額)と副食費負担の決定

ア 保育料(利用者負担額) … 18ページ「保育料基準額表」参照

0～2歳児クラスの保育料は、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）の他、世帯の市町村民税の課税状況や子どもと同一世帯の保護者の市町村民税所得割の合計額で階層認定を行い、保育料を決定します。なお、保育料算定の際、調整控除を除く税額控除は控除対象外となります。
3歳児クラス以上の保育料は、所得に関係なく無料となります。

イ 副食費 … 19ページ「副食費の免除」参照

3歳児クラス以上の場合、副食費（おかず・おやつ代等）が実費徴収となります。ただし、一定の所得以下の世帯や第3子以降の子ども（子どもの範囲と数え方は19ページでご確認ください）は副食費が徴収免除となります。

徴収免除の可否は、保育料と同様に保護者の市町村民税額に応じて決定し、徴収が免除となる場合には副食費徴収免除決定通知書が交付されます（申請の必要はありません）。

なお、3歳に到達した年度中は2歳児クラスのため、所得に応じた保育料がかかり、副食費は保育料に含まれます。

■保育料の算定（3歳以上の場合は副食費徴収免除の判定）と市町村民税の課税年度

	保育料（副食費）		
	令和7年9月～ 令和8年3月分	令和8年4月～ 8月分	令和8年9月～令和9年3月分
市町村民税の 課税年度	令和7年度の市町村民税 (令和6年1月～12月の収入)		令和8年度の市町村民税 (令和7年1月～12月の収入)

※毎年7月に9月以降の保育料の算定（副食費徴収免除の判定）を行います。この時点で保護者の市町村民税の課税状況が確認できない場合は、利用者負担額（保育料）が最高階層で決定されます。また、副食費についても、徴収免除の判定ができませんので、収入がない場合でも忘れずに申告をお願いします。

ウ 保育料, 副食費以外の実費徴収費

お子さまの年齢にかかわらず、遠足などの行事費や保護者会費など、実費負担が発生する場合がありますので、直接各園にお問い合わせください。

なお、函館市にお住まいの生活保護世帯等である保護者が、子どもが利用する施設に支払う日用品や文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の実費徴収費の一部を補助する事業を行っています。補助が適用される分の実費徴収費は免除または還付されます。

詳しい内容は子どもサービス課サービス・給付担当（TEL 21-3035）へお問い合わせください。

(2) 祖父母等と同居している場合の保育料の算定(副食費徴収免除の判定)について

父または母のいずれかの前年（４月から８月分の場合は前々年）の収入金額等が下表の基準額より多い場合は、父母の収入で生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額で階層認定（副食費徴収免除の判定）を行います。

ただし、下記①および②いずれにも該当する場合は、祖父母等の市町村民税を含め判定を行います。

- ①父母の収入金額等が基準額以下
- ②同居の祖父母等の収入金額等が基準額を超える。

	収入金額 (給与収入のみの場合)	所得金額 (自営業等の場合)
基準額	１０３万円	４８万円

※収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含まれます。

※祖父母等と住民票が別々であっても、同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税額を階層認定（副食費徴収免除の判定）の対象に含みます。

祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）した後、父または母の収入が上記基準額を超えることが見込まれる場合は、申請により階層認定（副食費徴収免除）について父母の市町村民税額で判定することができます。

※直近３か月分の収入を証明できる書類（給与明細等）の提出が必要となります。（あらかじめお問い合わせください。）

※階層認定（副食費徴収免除の判定）の変更は、申請があった月の初日から適用となります。

(3) 保育料の軽減と必要な書類

次のいずれかに該当する場合、変更申請（届出）書と必要書類を提出することにより、保育料が軽減される場合があります。

区 分	必 要 書 類
同居する世帯員に次に該当する方がいる場合（利用する子どもを含む） ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ○特別児童扶養手当の支給対象児童 ○障害基礎年金受給者	該当する次の書類の写し ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○特別児童扶養手当受給者証 ○障害基礎年金証書 ※障害者支援施設、児童福祉施設、救護施設または更生施設等に入所もしくは病院に入院している場合は保育料算定の対象にならない場合があります。
里親または養護施設の長が保護者となる場合（養護施設入所者は副食費免除対象外）	次のいずれかの原本 ○里親委託証明書または児童相談所の長の証明書 ○通園に要する費用の負担者を明らかにする里親または養護施設の長の証明書
次に該当する小学校就学前の兄弟姉妹がいる場合 ○新制度に移行していない幼稚園に在籍 ○特別支援学校の幼稚部または情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍 ○児童発達支援を利用 ○企業主導型保育事業を利用	○利用者負担額軽減対象施設にかかる在籍（利用）証明書

5 利用者負担額(保育料)の納入方法について

利用者負担額(保育料)は、利用している施設の種類にかかわらず、市が決定しますが、通知方法と納入方法が異なります。

(1)認可保育所・函館市つつじ保育園の納入方法について

認可保育所と函館市つつじ保育園の保育料は、市から保護者に保育料決定通知書を送付します。

ア 保育料の納入方法

保育料を納付する場合は、便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

①口座振替による納付(手数料はかかりません)

函館市内の金融機関、ゆうちょ銀行の指定口座から毎月自動的に引き落としされます。

手続きの方法は、納付書最終ページの「口座振替依頼書」に必要事項を記入して、口座を開設している金融機関に提出してください。ゆうちょ銀行の場合は、所定の「自動払利用申込書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※口座振替の手続きには、概ね1か月程度の時間がかかります。振替開始時期については、各金融機関の窓口でご確認ください。

②現金による納付

市役所本庁舎および各支所、函館市内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、指定のコンビニエンスストア等で納付書を使って納付します。

③スマホ決済による納付

令和4年4月から「スマートフォンやタブレット端末」を使用し、人と対面することなく、専用アプリ(サイト)により納付できます。

スマホ決済による納付の
ご利用方法等詳しい内容は
ホームページをご確認ください。



＜利用できる決済方法＞

○PayPay 請求書払い

○F-REGI 公金支払い(株式会社エフレジが提供する専用の納付サイトにて、クレジットカード決済で納付する方法。別途、手数料納付者負担。)

イ 納付書の発行時期と納期限

納付書は、利用月の中旬に、保護者へ郵送されます。

納期限は、毎月末日となっていますので、納め忘れのないようご注意ください。

月途中から保育所等を利用する場合、利用開始月の保育料は、日割りとなります。

保育料は、保育サービスを支える大切な財源です。

また、保育料を滞納すると、法令に基づき、給与・預貯金・生命保険・自動車・不動産などの差押え等の滞納処分を受ける場合があります。

ウ 保育料の納付に関する相談

月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分まで、市役所1階の子どもサービス課保育料担当(TEL 21-3030)で納付相談を行っています。納付についてお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

(2)認定こども園の保育料の納入方法について

認定こども園の保育料は、市で決定した保育料を園が徴収することになります。

保育料の決定(変更)後、園を通じて保護者に通知します。

納入方法については、園ごとに決まっていますので、利用されている園にご確認ください。

6 利用者負担額(保育料)の減免

失業、倒産、病気等により、前年と比較して著しく世帯の収入が減少したり、風水害、その他災害により損害を受けたり、離婚、死別等により世帯の構成員に変動があったなどの事由で保育料の納入が困難であると認められた場合は、減免の対象となる場合があります。

くわしくは、子どもサービス課認定・入退所担当（TEL 21-3270）へご相談ください。

7 退園や転園について

保育を必要とする事由に該当しなくなる場合や函館市から転出する等の理由により園を退園する場合または転園する場合は、利用している園に退園届を提出してください。

(1) 転園について

転園の手続きは新規入所と同様の手続きとなりますので、申請書類一式を揃えたうえで受付期間内に市または利用している園に提出してください。市に提出した場合は、現在通っている施設にもご連絡ください。

電子申請も可能ですので詳しくは市ホームページをご覧ください。

函館市内の認可保育所
認定こども園・幼稚園



保育所・認定こども園
(保育所機能)を
利用するときの手続き



なお、転園の可否や転園先は、新規入所と同様に利用調整で決定することとなります。

■年度途中の入所の受付期間

入 所 希 望 日	受 付 期 間
令和7年4月2日～30日	令和7年2月3日(月)～28日(金)
令和7年5月	令和7年3月3日(月)～31日(月)
令和7年6月	令和7年4月1日(火)～30日(水)
令和7年7月	令和7年5月1日(木)～30日(金)
令和7年8月	令和7年6月2日(月)～30日(月)
令和7年9月	令和7年7月1日(火)～31日(木)
令和7年10月	令和7年8月1日(金)～29日(金)
令和7年11月	令和7年9月1日(月)～30日(火)
令和7年12月	令和7年10月1日(水)～31日(金)
令和8年1月	令和7年11月4日(火)～28日(金)
令和8年2月	令和7年12月1日(月)～26日(金)
令和8年3月	令和7年12月15日(月)～令和8年1月16日(金)

■令和8年4月1日入所の受付期間（予定）

入 所 希 望 日	受 付 期 間
令和8年4月1日	令和7年11月17日(月)～令和7年12月26日(金)

(2) 函館市から転出する場合

退園届を提出し、函館市が交付した支給認定証を返却していただきます。

なお、入所後すぐに市外転出が決まっている場合は、入所が取消しになる場合もありますので事前に子どもサービス課へご連絡ください。

◆転出後も函館市の保育所等の継続利用を希望する場合(広域入所)

広域入所の利用には条件があり、条件に該当しない場合は、退所となることがあります。

保護者がいずれも就労しており、かつ自宅から勤務先への通勤経路(最短の経路)上に保育所等がある場合や勤務先の近くにあることが条件となります。転出先の市町村で認定を受けたうえで、継続して利用することができます。

また、求職活動および育児休業中の方は広域入所の利用条件に該当しないため、退所となります。継続して利用できるかどうか、転出前にご相談ください。

8 認定こども園における認定区分の変更(保育所機能⇒幼稚園機能)

(1) 認定こども園の機能と認定区分について

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設で、満3歳以上の子どもは、保護者が働いている、働いていないに関わらず利用でき、就労状況が変化した場合でも、引き続き通い入れた園を利用できます。

■ 認定こども園の機能と認定区分

	保育所機能	幼稚園機能
認定区分	2号認定(保育認定)	1号認定(教育認定)
保育時間	保育標準時間(最長11時間) または 保育短時間(最長8時間)	各施設の教育時間 (おおむね4時間) 〔教育時間の前後の時間帯で 預かり保育を利用できます。〕
保育を必要とする事由	必要	不要※

※無償化の適用を受けて預かり保育を利用するためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。認定には保育を必要とする事由が必要となります。(詳しくは11ページ)

(2) 認定区分の変更について

退職などにより保育を必要とする事由がなくなった場合、利用している認定こども園で保育士の配置や定員に空きがあるなど条件を満たせば、同じ園の中で保育所機能から幼稚園機能に利用する機能を変更し、継続して園を利用することができます。

保育所機能から幼稚園機能へ変更するには認定区分の変更申請が必要となり、申請書提出の翌月1日からの適用となります。

変更を希望する場合は、園にご相談の上、変更申請書を提出してください。

幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の利用

1 入所後に必要な手続き

届け出事項に変更が生じた場合には、市に届出が必要です。利用している施設を通じて届出を行うことができます。

変更の内容	必要な書類
○市内で引っ越した場合 ○家族構成に変更がある場合（結婚・離婚・祖父母等との同居等） ○修正申告などで保護者等の市町村民税が変わった場合 ○同居のご家族が障害者手帳等を取得した場合	変更申請（届出）書 ※変更の内容が確認できる書類が必要な場合があります。くわしくはお問い合わせください。

※預かり保育を利用している方で無償化のための認定を受けている場合には、12ページの「3（3）認定を受けた後に必要となる手続き」をご覧ください。

2 保育料(利用者負担額)と副食費について

(1)保育料(利用者負担額)と副食費負担について

教育認定を受けた満3歳児以上のお子さまの保育料は無料となりますが、副食費（おかず・おやつ代等）は保護者負担となります。また、主食をご家庭から持参していただく園のほか、主食（ごはん、パン等）を提供し、代金を徴収している園もあります。

副食費の徴収については、一定の所得以下の世帯や第3子以降の子ども（子どもの範囲と数え方は19ページでご確認ください）は徴収免除となります。副食費の徴収免除の可否は、お子さまと同一世帯の父母等の市町村民税所得割の合計額で判定を行います。なお、調整控除を除く税額控除は控除対象外となります。

■副食費徴収免除の判定と市町村民税の課税年度

	副食費		
	令和7年9月～ 令和8年3月分	令和8年4月～ 8月分	令和8年9月～令和9年3月分
市町村民税の 課税年度	令和7年度の市町村民税 (令和6年1月～12月の収入)		令和8年度の市町村民税 (令和7年1月～12月の収入)

※毎年7月に、9月分以降の副食費徴収免除の判定を行います。この時点で保護者の市町村民税の課税状況が確認できない場合は、徴収免除の判定ができませんので、収入がない場合でも忘れずに申告をお願いします。

(2)保育料, 副食費以外の費用

お子さまの年齢にかかわらず、遠足などの行事費や保護者会費など、実費負担が発生する場合がありますので、直接各園にお問い合わせください。

なお、函館市にお住まいの生活保護世帯等である保護者が、子どもが利用する施設に支払う日用品や文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の実費徴収費の一部を補助する事業を行っています。補助が適用される分の実費徴収費は免除または還付されます。

詳しい内容は子どもサービス課サービス・給付担当（TEL 21-3035）へお問い合わせください。

(3) 祖父母等と同居している場合の副食費徴収免除の判定について

父または母のいずれかの前年（４月から８月分の場合は前々年）の収入金額等が下表の基準額より多い場合は、父母の収入で生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額で階層認定（副食費徴収免除の判定）を行います。

ただし、下記①および②いずれにも該当する場合は、祖父母等の市町村民税を含め判定を行います。

- ① 父母の収入金額等が基準額以下
- ② 同居の祖父母等の収入金額等が基準額を超える。

	収入金額 (給与収入のみの場合)	所得金額 (自営業等の場合)
基準額	103万円	48万円

※収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含まれます。

※祖父母等と住民票が別々であっても、同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税額を階層認定（副食費徴収免除の判定）の対象に含みます。

祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）した後、父または母の収入が上記基準額を超えることが見込まれる場合は、申請により階層認定（副食費徴収免除）について父母の市町村民税額で判定することができます。

※直近３か月分の収入を証明できる書類（給与明細等）の提出が必要となります。（あらかじめお問い合わせください。）

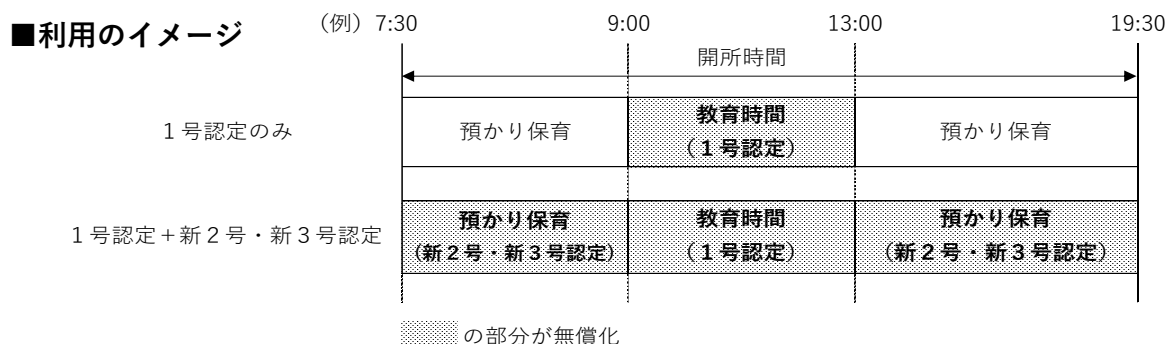
※階層認定（副食費徴収免除の判定）の変更は、申請があった月の初日から適用となります。

3 預かり保育にかかる無償化

(1) 預かり保育事業と施設等利用給付認定について

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）では、１号認定を受けて利用するお子さまを対象に教育標準時間の前後や長期休業日に預かり保育事業を実施しています。施設により利用時間、利用料は異なります。

預かり保育事業を利用する際に、保育が必要な事由に該当する場合は施設等利用給付認定（新２号認定または新３号認定）を受けることで預かり保育の利用料が一定金額まで無償となります。



■認定区分と無償化の上限等

	新2号認定	新3号認定
対象となる子ども	満3歳到達以後最初の3月31日を経過した子ども	満3歳到達以後最初の3月31日までの子ども(非課税世帯のみ)
無償化の上限額	利用日数×450円 (月額上限: 11,300円)	利用日数×450円 (月額上限: 16,300円)

(2)施設等利用給付認定申請について

無償化の適用を受けるためには市に申請し、施設等利用給付認定を受ける必要があります。
市に申請した日より前に利用していた預かり保育については無償化の対象となりませんので
ご注意ください。

就労証明書の提出が遅くなる等、申請時に添付書類を揃えられない理由がある場合は、事前に
市へご相談ください。

※利用後さかのぼって認定することはできませんので、利用前に認定を受けたうえでご利用く
ださい。

申請書類 ア 教育・保育給付認定等申請書 兼 施設等利用給付認定申請書

子どもサービス課、幼稚園、認定こども園で配布しているほか、子どもサー
ビス課のホームページからもダウンロードすることができます。

イ 保育を必要とする事由を確認できる書類

※新3号認定申請の際、非課税世帯であることが確認できる書類を提出いただく場合があります。

申請先 利用する幼稚園、認定こども園にご提出ください。

■保育を必要とする事由と必要な書類、認定期間

保育を必要とする事由		必要な書類	認定期間
就労 1月当たり64時間 以上の労働を常態 する場合	被雇用者	○就労証明書 →勤務先に記入を依頼してください。	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)
	自営	○就労(自営業)申立書 ○事業内容が確認できる公的書類の写し →確定申告書・開業届など	
	請負(内職)	○業務請負(内職)申立書および証明書 →事業主に記入を依頼してください。	
妊娠・出産 出産予定日前後各8週の期間 ※多胎妊娠の場合は出産予定日の 14週前から		○母子手帳の写し →表紙と出産予定日記載ページ	出産日から起算して8週間 を経過する日の翌日が属す る月の末日まで
疾病・障がい 疾病や負傷、または精神もしくは 身体に障がいがある場合		(a)診断書の本書または写し →疾病名、自宅での保育が困難であることの記 載が必要 ※症例によっては3か月ごとに診断書の提出が 必要です。 (b)障害者手帳・療育手帳等の写し	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)
介護または看護 親族を常時介護または看護する場合		○親族介護(看護)申立書 ○介護等を必要とすることがわかる書類 →診断書の本書もしくは写し、または要介護状 態がわかる書類	
災害復旧 震災・火災等の復旧に従事する場合		○災害復旧に従事していることがわかる書類	
求職活動 求職活動(起業の準備を含む)を行う 場合		○求職活動申立書 ○求職活動中であることがわかる書類 →ハローワーク受付票の写しなど	認定日から起算して90日 を経過する日が属する月の末 日まで
就学・職業訓練 就学(職業訓練)の場合		○在学証明書の本書または写し ○1日の受講時間がわかる書類 →カリキュラムや時間割など	卒業予定日または修了予定 日が属する月の末日まで
その他 上記各事由に類する場合		○申立書等(市にご相談ください)	市が認める期間

※育児休業中は、新たに預かり保育事業の無償化の認定を受けることはできません。

(3)認定を受けた後に必要となる手続き

次のような場合には、変更申請（届出）が必要となります。

変更の内容	必要な書類
○保育を必要とする事由が変更となる場合 例）退職し、求職活動を始める 求職活動、就学などから就労となる場合	変更申請（届出）書 保育を必要とする事由が確認できる書類 くわしくは2ページをご確認ください。
○保育を必要とする事由に該当しなくなる場合 ○預かり保育事業を利用しなくなる場合	変更申請（届出）書 ※変更の内容が確認できる書類が必要な場合があります。くわしくはお問い合わせください。
新3号認定を受けている場合 ○家族構成の変更（結婚・祖父母等との同居等） により課税世帯となる場合 ○修正申告などで課税世帯となる場合	変更申請（届出）書

(4)現況届について

預かり保育事業を利用し、無償化のための認定を受けている保護者を対象に保育を必要とする事由を確認するため、毎年6月1日を基準日として現況届を提出していただきます

現況届には、保護者の保育を必要とする事由を確認できる就労証明書等の添付が必要となります。

提出書類：現況届書

保育を必要とする事由に応じた書類（11ページ参照）

4 退園や転園について

次の場合には利用している園に退園届を提出してください。

- 幼稚園等を利用しなくなる場合
- 函館市から転出する場合

(1)転園について

新しく利用を希望する施設に利用の申し込みをしてください。

(2)函館市から転出する場合

退園届を提出し、函館市が交付した支給認定証を返却していただきます。

転出後も引き続き園を利用する場合には、退園届を提出の上、転出先の市町村で改めて認定を受けてください。

5 認定こども園における認定区分の変更(幼稚園機能⇒保育所機能)

(1)認定こども園の機能と認定区分について

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設で、満3歳以上の子どもは、保護者が働いている、働いていないに関わらず利用でき、就労状況が変化した場合でも、引き続き通いなれた園を利用できます。

■認定こども園の機能と認定区分

	保育所機能	幼稚園機能
認定区分	2号認定（保育認定）	1号認定（教育認定）
保育時間	保育標準時間（最長11時間） または 保育短時間（最長8時間）	各施設の教育時間（おおむね4時間） 〔教育時間の前後の時間帯で 預かり保育を利用できます。〕
保育を必要とする事由	必要	不要※

※無償化の適用を受けて預かり保育を利用するためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。認定には保育を必要とする事由が必要となります。（詳しくは、11ページ）

(2)認定区分の変更について

就労などにより、教育時間を超えて保育が必要となった場合、利用している認定こども園の保育士の配置や定員に空きがあるなどの条件を満たせば、同じ園の中で幼稚園機能から保育所機能に変更し、保育標準時間または保育短時間に園を利用することができます。

保育認定を受けるには、保育を必要とする事由が必要となります。

変更を希望する場合、園にご相談の上、変更申請書と保育を必要とする事由が確認できる書類を提出してください。（認定区分の変更は、変更申請書提出の翌月1日からの適用）

ただし、4月1日から保育認定への変更を希望する場合、新規入所申込と同様の手続となり、新規入所を希望する方とともに利用調整により決定します。そのため、利用調整の結果、認定区分を変更できない場合があります。

※育児休業中は、教育認定から保育認定へ認定区分の変更はできません。

1 休日保育

日曜・祝日にも、お仕事などで、常態的に日中保育することができないと認められる場合に利用できます。休日保育を利用したい場合、原則、代わりに平日（月～土曜日）に利用している施設（入所施設）において、利用しない日を設けていただきます。

利用している園から申込書等を受け取り、実施施設の承認を受けてください。

■実施施設

- 中央認定こども園（新川町 1-5） TEL 23-5111
- 認定こども園 杉の子保育園（本町 9-23） TEL 51-7561

2 一時預かり事業(一般型)

保護者の疾病、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要なときに、お子さまを保育所・幼稚園・認定こども園でお預かりします。（基本の保育時間は8時間となります。）

実施施設については、17 ページの実施施設一覧または右の QR コードからホームページをご覧ください。



■利用料金

- 1 市の補助事業として実施している場合：1 日 1,800 円（短時間の料金設定がある場合があります。）
※以下の世帯(函館市民)は、実施施設に減免申請することにより料金が免除となります。
4～8 月：前年度市町村民税非課税世帯または生活保護世帯，市町村民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯
9～3 月：当年度市町村民税非課税世帯または生活保護世帯，市町村民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯
- 2 施設の自主事業として実施している場合：施設が設定する料金

3 函館市ファミリー・サポート・センター

お子さまのいる家庭の子育てをサポートできるように、育児の手助けをしたい方（提供会員）と育児の手助けを受けたい方（依頼会員）で構成する会員組織です。

■支援内容

- 保育園，幼稚園，小学校等の開始前や終了後にお子さまを預かること（お子さまの預かりとともに保育園等への送迎も行っています）
- 保護者の方が学校行事へ参加する場合に，一時的にお子さまを預かること
- 保護者の用事やリフレッシュ，病気・出産・介護等に該当する場合に，一時的にお子さまを預かること
- お子さまに発熱や咳・鼻水等の症状がある場合に，一時的にそのお子さまを預かること
- その他，育児に関する援助の活動をする

■会員になれる方

依頼会員：0 歳～小学 6 年生の保護者で，月数回開催する登録説明会にて手続きされた方
提供会員：年 1 回開催する講習会を受講された方

■利用時間 7：00～21：00（利用時間外，病児等の保育も対応可）

■利用料金（函館市民に対する市の助成後の金額）

- 月～金（7：00～21：00）…ひとり 30 分あたり 200 円，きょうだい追加 30 分あたり 50 円
- 上記以外の時間外，土・日・祝日，年末年始（12/31～1/3），病児
…ひとり 30 分あたり 200 円，きょうだい追加 30 分あたり 25 円

※その他，交通費や食費などの実費がかかる場合があります。

※ひとり親家庭の方は事前申請で『子育て応援券』の交付を受け使用すると，
ひとり 30 分あたり 100 円となります。

■お申し込み・お問い合わせ

函館市ファミリー・サポート・センター TEL 0138-23-3920
受付時間 月～金 9：00～17：00



4 病児保育

子どもが病気やケガの時、仕事や用事などで保護者が保育をすることができない場合に、看護師や保育士など専門スタッフのいる専用の保育室で一時的に子どもを預かります。

利用前に、事前登録が必要となりますので、実施施設へ「病児保育登録票」を郵送またはメールにてご提出ください。

■お申し込み・お問い合わせ

市立函館病院 愛児園 病児保育室(港町1-5-10) TEL 0138-83-5745



詳しくは下記をご覧ください



子どもが病気やケガに…
でも仕事が休めないときなどは



市立函館病院内 保育施設 愛児園

病児保育室

をご利用ください



利用定員
1日/3名



病児保育とは

子どもが病気やケガなどの際に保護者が就労等で家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された専用スペースにおいて保育士や看護師が一時的に子どもを預かる事業です。
※病気の種類や症状により預かることができない場合があります。

対象者

回復期に至らない場合で当面症状の急変がみとめられない下記①②のいずれかに該当する
生後6ヶ月から小学校6年生までの子ども

①函館市内に居住 ②保護者が市内の事業所等に勤務している

開設日 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)

開設時間 7時30分～17時30分

利用料金

■函館市に 居住している方	■市外に居住し保護者が 市内の事業所に勤務している方
1日/1,000円	1日/3,000円

延長料金
10分/200円

詳しくはこちらを
ご覧ください



事前登録の仕方

- 1 利用する1週間前までに「病児保育登録票」を実施施設に提出する。
- 2 病児保育登録票は、ホームページからダウンロード可能
※ダウンロードができない場合は郵送により対応
- 3 病児保育登録票を郵送またはメールにて提出
郵送の場合
住所/〒041-0821 函館市港町1丁目5-10
市立函館病院 愛児園 病児保育室 宛
メールの場合
メールアドレス/aijien@hospital.hakodate.hokkaido.jp
お問い合わせ: TEL 0138-83-5745

登録後の利用方法

- 1 仮予約 (当日および翌日分まで可)
予約専用電話番号: 0138-83-5744
- 2 かかりつけ医を受診し、「医師連絡票」を発行してもらう。
- 3 本予約
医師連絡票を手元に用意し、**①の予約専用電話番号に連絡**をする。
- 4 施設を利用

お問い合わせ 函館市子ども未来部 子どもサービス課
TEL: 0138-21-3284 函館市 病児保育 検索



保育所等の利用, 子育て支援事業等に関する問い合わせ先

- 教育・保育給付認定等申請, 保育所等の入所, 保育料の決定に関すること
認定・入退所担当 TEL 0138-21-3270
- 認可保育所の保育料の納付に関すること
保育料担当 TEL 0138-21-3030
- 保育サービス, 子育て支援事業に関すること
サービス・給付担当 TEL 0138-21-3272
- 施設への指導に関すること
指導監査担当 TEL 0138-21-3935

その他子育てに関する情報

■函館市子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)

妊娠・出産や子育てに関するお知らせやイベント情報を受け取ることができるほか、妊娠中の記録や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理などができるアプリです。



■楽しい子育て応援サイト「はこすく」

子育て世代に役立つ情報をわかりやすくまとめて、リニューアルしました。お出かけ情報やイベント情報も満載で、SNSを眺めるように楽しめるサイトを目指しています。



■子育て支援コンシェルジュ

はこだてキッズプラザ内の子育て相談室では、「子育て支援コンシェルジュ」が子育て全般に関する相談とともに、子ども・子育て支援サービスに関する情報提供などを行っています。どんな内容でも、話をするだけでも構いません。お気軽にご相談ください。



マザーズ・サポート・ステーション (子育て世代包括支援センター)

「産後、気持ちが落ち込んでいて誰かに相談したい」「子どもの発達が気になる」など、子育て世代の女性が抱える様々な悩みに対し、専任の保健師・助産師が相談に対応し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行います。

来所での相談、電話、電子メールでの相談を行っています。

- 開設時間 8:45~17:30 (土・日・祝日・年末年始を除く)
- 開設場所 函館市五稜郭町 23-1 (函館市総合保健センター 1 階 母子保健課内)
- TEL 32-1565 FAX 32-1506



子どもなんでも相談 110 番 (子ども家庭総合支援拠点)

子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育園・幼稚園・学校での問題、ヤングケアラー、虐待など、0 歳から 18 歳までの子どもに関するあらゆる相談を受け付けています。

- 相談時間/月曜日 8:45~19:00
火曜日~金曜日 8:45~17:30 (面接相談は、予約制)
- 所在地 函館市五稜郭町 23-1 (函館市総合保健センター 1 階)
- TEL 32-3192 FAX 32-1506 E-mail kodomo110@city.hakodate.hokkaido.jp

お子さんからの相談もお受けします! パソコン、スマートフォン、携帯ゲーム機からも相談できます

子ども専用電話 TEL 0800-800-0879 ※フリーダイヤルです。
子ども専用ページ 右の QR コードから読み取ることができます。



令和7年度(2025年度) 一時預かり(一般型)実施施設一覧表

■市の補助事業として実施している施設

(R7.4.1現在)

区域	施設名	住所	電話番号
西部地区			
	認定こども園 遺愛幼稚園	元町4-1	22-0419
中央部地区			
	はまなす認定こども園	千歳町15-5	22-7484
	いづみ認定こども園	堀川町30-3	51-8736
	青い鳥保育園	大川町4-27	43-8161
	認定こども園 杉の子保育園	本町9-23	51-7561
	函館三育認定こども園	五稜郭町7-22	51-7664
	幼保連携型認定こども園 認定こども園 国の華幼稚園	梁川町19-17	51-0738
	認定こども園 函館ちとせ幼稚園	松陰町9-7	55-4182
	公益財団法人鉄道弘済会 人見認定こども園	人見町9-3	52-5707
東央部地区			
	認定こども園 旭岡保育園	西旭岡町1-29-10	50-2688
	認定こども園遺愛旭岡幼稚園	西旭岡町2-6-1	50-3308
	認定根崎こども園	高松町426-1	57-4567
	認定こども園 高丘幼稚園	高丘町27-33	57-3621
	認定こども園 函館福ちゃん保育園	日吉町4-13-5	52-4151
北東部地区			
	函館白百合学園幼稚園	山の手2-6-3	52-0945
	あすなろ保育園	東山2-18-1	53-7011
	認定こども園 つぐみ保育園	鍛冶2-3-9	54-6206
	鍛冶さくら認定こども園	鍛冶1-11-21	30-6611
	認定こども園 函館美原保育園	美原1-29-21	62-2011
	赤川認定こども園	赤川町161-2	34-3939
	認定こども園 函館石川保育園	石川町39-8	47-6616
北部地区			
	認定こども園 函館亀田港保育園	亀田港町52-14	41-0365
	函館大谷短期大学附属港認定こども園	港町1-25-1	83-2412

■自主事業として実施している施設

※ 自主事業:各保育所等で独自に料金等を設定して実施している事業

(R7.4.1現在)

区域	施設名	住所	電話番号
西部地区			
	はこだて元町認定こども園	弥生町1-24	22-4847
	認定こども園 函館高砂保育園	若松町35-16	23-5740
中央部地区			
	中央認定こども園	新川町1-5	23-5111
	ゆりかご認定こども園	中島町33-18	55-8847
	認定こども園 眞宗寺保育園	中島町32-13	53-4331
	認定こども園 函館藤幼稚園	宮前町26-6	41-3569
	かめだ認定こども園 ※令和7年4月1日から移転	宮前町33-11	41-5219
	認定こども園 函館市松陰保育園	松陰町30-5	52-2217
	うみの星認定こども園	日乃出町27-3	54-1333
東央部地区			
	駒場認定こども園	駒場町10-22	55-0149
	認定こども園 函館深堀保育園	深堀町27-2	33-0033
	認定こども園 函館上湯川保育園	上湯川町10-12	57-2619
	つくし認定こども園	榎本町16-17	59-2366
	函館花園認定こども園	花園町32-1	51-7545
北東部地区			
	かぜのご認定こども園	富岡町2-59-11	42-3004
	認定こども園 コバト保育園	美原3-31-6	46-9923
	つくしの子保育園	亀田中野町57-15	46-8874
北部地区			
	認定こども園 函館桔梗保育園	桔梗3-1-29	47-1337
東部地区			
	南かやべ認定こども園	川汲町1601-1	25-6677

令和7年度(2025年度) 函館市保育料基準額表 (保育認定0～2歳児クラス)

1. 本基準額表の対象者

令和4年4月2日以降に生まれたお子さん(3歳未満児)が対象です。
令和7年度中に満3歳に達したお子さんは、令和7年度末(令和8年3月)までこの保育料基準額表の保育料がかかります。

2. 保育料の決定方法

保育料は、世帯の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)の課税状況や保護者の市町村民税所得割額の合計額をもとに階層を認定し、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)や世帯の状況等によって決定します。

保育料算定の市町村民税所得割額は、下記の税額控除によって減税されている場合、これらの金額を足し戻した額(減税前の額)で計算します。

- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・配当控除
- ・配当割額・株式等譲渡所得割額控除
- ・外国税額控除
- ・寄附金税額控除

3. 多子世帯の保育料軽減

生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、年齢の高い子どもから第1子、第2子と数え、第2子以降の保育料は無料となります。(子どもの年齢は問いません。)

生計を一にする子どもが別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。

なお、生計を一にする子どもが函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。

4. 課税状況が確認できない場合

未申告等により保育料の決定に必要な課税状況が確認できない場合は、最高階層D17の保育料で決定します。

非課税の場合も非課税であることを申告いただく必要があります。

保育料試算



5. 保育料を知りたい場合

市では、お子さまの保育所等への入所決定後に保育料を算定しています。

入所決定前におおよその金額を知りたい方は、

函館市公式LINEのサービス もしくは、子どもサービス課の窓口にて確認できます。

窓口にお越しになる場合は、来庁する保護者本人の写真付き身分証明書を持参してください。

(単位: 円/月)

階層区分			3歳未満児（0～2歳児クラス）					
			右記以外の世帯			ひとり親・障がい者世帯		
			第1子		第2子以降	第1子		第2子以降
			標準時間	短時間	標準時間 短時間	標準時間	短時間	標準時間 短時間
A	生活保護世帯または支援給付世帯 ※1		0	0	0	0	0	0
B	市町村民税が課税されていない世帯							
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯		7,800	7,600		3,900	3,800 ※2	
C2	市町村民税所得割額が課税されている世帯	24,300円未満	12,300	12,100		6,150	6,050	
C3		24,300円以上 48,600円未満	16,700	16,400		7,850	7,700	
D1		48,600円以上 53,100円未満	20,400	20,000		9,000	9,000	
D2		53,100円以上 62,100円未満	21,800	21,400		9,000	9,000	
D3		62,100円以上 77,101円未満	25,100	24,700		9,000	9,000	
		77,101円以上 80,600円未満				25,100	24,700	
D4		80,600円以上 98,600円未満	28,500	28,100		28,500	28,100	
D5		98,600円以上 116,600円未満	32,900	32,300		32,900	32,300	
D6		116,600円以上 134,600円未満	36,400	35,800		36,400	35,800	
D7		134,600円以上 158,200円未満	40,000	39,400		40,000	39,400	
D8		158,200円以上 171,900円未満	43,600	43,000		43,600	43,000	
D9		171,900円以上 294,900円未満	47,600	46,700		47,600	46,700	
D10		294,900円以上 366,900円未満	51,700	50,800		51,700	50,800	
D11		366,900円以上 416,400円未満	55,800	54,900		55,800	54,900	
D12		416,400円以上 456,600円未満	59,700	58,500		59,700	58,500	
D13		456,600円以上 491,700円未満	64,400	63,200		64,400	63,200	
D14		491,700円以上 523,800円未満	69,000	67,800		69,000	67,800	
D15	523,800円以上 556,800円未満	73,700	72,100	73,700		72,100		
D16	556,800円以上 589,800円未満	78,400	76,800	78,400		76,800		
D17	589,800円以上	86,200	84,600	86,200		84,600		

※1 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

※2 太枠で囲まれた市町村民税所得割額77,101円未満(階層区分C1～D3の一部)のひとり親・障がい者世帯は、第1子の保育料が軽減された金額となっております。

令和7年度(2025年度) 函館市副食費免除判定基準表(満3歳以上)

保育料の無償化に伴い副食費が実費徴収となりましたが、保護者負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられました。免除については、申請の必要はなく、免除になる方には免除決定通知が届きます。

- 副食費免除の可否は、保護者の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)により決定します。
(市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。)
- 生活保護受給世帯または支援給付世帯とは、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

【1号認定を受けている満3歳以上児】

区 分		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
生活保護世帯または支援給付世帯		免除（※1）		
市町村民税が課税されていない世帯または均等割額のみ課税されている世帯				
市町村民税所得割額が課税されている世帯	77,100円以下	免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除（※2）
	77,101円以上 211,200円以下			
	211,201円以上			

※ 児童の満年齢は、令和7年(2025年)3月31日時点の満年齢です。

【2号認定を受けている3歳以上児】

年度内に満3歳に到達したお子さんは2号認定となりますが、年度中の副食費は3歳未満の保育料に含まれます。

区 分		ひとり親家庭等以外			ひとり親家庭等		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
生活保護世帯または 支援給付世帯		免除 ^{（※1）}			免除 ^{（※1）}		
市町村民税が 課税されていない世帯							
市町村民税均等割のみ 課税されている世帯							
市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	24,300円未満						
	24,300円以上 48,600円未満						
	48,600円以上 53,100円未満						
	53,100円以上 57,700円未満						
	57,700円以上 62,100円未満						
	62,100円以上 77,101円未満						
	77,101円以上 80,600円未満						
	80,600円以上						
免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除 ^{（※3）}		免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除 ^{（※3）}	

＜第3子以降の子どもの算定基準について＞ ※ 認定区分や世帯の市町村民税所得割額により基準が異なります。

(※1) 生計を一にする子ども(年齢は問いません。)について、「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。

(※2) 同一世帯の小学校3年生以下の子どものうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。

(※3) 同一世帯の小学校就学前の子どものうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。

※算定の基準となる小学校就学前の子どもは、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援、企業主導型事業を利用している場合にカウントの対象となります。

発行・問い合わせ先

子ども未来部子どもサービス課 認定・入退所担当

【住 所】 〒040-8666 函館市東雲町4番13号
【電 話】 0138-21-3270（直通）
【F A X】 0138-22-2340
【E-mail】 kodomo-nn@city.hakodate.hokkaido.jp
【受 付】 平日 午前8時45分～午後5時30分